



別添1

三労発基0530第2号  
令和5年5月30日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
三重支部長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）【別添1】が、令和5年4月24日に公布され、別添2の施行通達に基づき、公布日から施行（一部規定については、令和6年1月1日から施行）されました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。



三 労 発 基 0 5 3 0 第 4 号  
令 和 5 年 5 月 3 0 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
三重支部長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和4年5月31日最終改正。以下「1号通達」という。）により示しているところですが、令和5年4月24日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）が公布されたことに伴い、別添1のとおり改正され、改正後の1号通達は別添2のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



三労発基0530第6号  
令和5年5月30日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
三重支部長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣  
が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）【別添1】が、令和5年4月27日に告示され、別添2の施行通達に基づき、令和6年4月1日から適用することとなりました

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。





別添

三 労 発 基 0 5 3 0 第 8 号  
令 和 5 年 5 月 3 0 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
三重支部長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する  
技術上の指針」の制定について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添のとおり、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第24号）が制定されました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



三労発基0530第10号  
令和5年5月30日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
三重支部長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部  
を改正する指針」について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）の施行、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の策定等に伴い、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）について、別添1の新旧対照表のとおり改正され、改正後の化学物質リスクアセスメント指針は別添2のとおりとなります。

また、化学物質リスクアセスメント指針の改正に伴い、平成27年9月18日付け基発0918第3号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」（以下「第3号通達」という。）が、別添3の新旧対照表のとおり改正され、改正後の第3号通達は別添4のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。